

～【食品】農産物加工品に関する基礎知識～

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

1. 目的

令和3年6月、厚生労働省において営業許可業種の見直しがなされ、漬物製造業等が新たに許可業種として加えられるなど、食品に関する法改正等は食品に携わる福祉事業所の皆様方にとっては常に情報収集をしなければならない案件となっています。自分たちが食品製造に取り組んだ際には特に問題となっていなかったことが、この数年だけでも大きく変化しています。

今回は昨年4月に厚生労働省から通知された採取業についての整理や、最近、多くの福祉事業所が取り組み始めた農産物加工品について基礎を学び、安全・安心な食品加工品を提供できるようにしていくことを目的としたセミナーを実施します。

ぜひ、農産加工品（漬物や梅干し、ジャム、野菜やくだもの天日干しや乾燥等）を取り扱っている事業所の方もしくはこれから取り組もうとしている事業所の皆様、ぜひご参加ください。

2. 日時及び方法

(1) 日 時 令和4年8月2日（火）午後13時30分～16時30分

(2) 開催方法 「Zoom」web会議形式にてセミナー内容をライブ配信。

※ 申し込み締切日までに参加申込書にてメールアドレス等をご報告ください。後日、「Zoom」のミーティングID等をメールでお知らせします。

※ 「Zoom」がインストールされている端末（パソコン、タブレット、スマートフォンなど）を使用し
てご参加ください。

3. 内容

- 1) 採取業の範囲について
- 2) 農産物加工品（ジャム、漬物等）の営業許可と営業届出について
- 3) 農産物加工品（ジャム、漬物等）のHACCPについて
- 4) 質疑応答

講師：一般社団法人大授 代表理事 高田かおり氏

参加費：無料

4. 出席報告及び申込締切り

出席を希望される方は、別紙の参加申込書により振興センターにメール・FAXでお申込みください。

申込締切り：令和4年7月26日（火） ※申込書は振興センターHPよりダウンロードいただけます。

5. 対象及び定員

対象：千葉県内の障害福祉サービス事業所 実務担当者

定員：先着順で約100名

6. その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては、内容の変更や開催を中止する場合がございます。やむを得ず内容変更や中止する場合には、参加申込をされた方に対して、開催1週間前頃に電話かメールにてお知らせいたします。

【連絡先】千葉県障害者就労事業振興センター

担 当： 国府田・緒方

電 話：043-202-5367

FAX：043-202-5368

E-mail：center@jusan-kassei.or.jp

H P：<http://jusan-kassei.or.jp>